

大分類	共通（研修関係）
中分類	講習、研修関係書類
保存年限等	会 2028年3月末

海外取引（消費税）研修

東京国税局 調査第一部 国際調査管理課

目次

1 内外判定

- (1) 内外判定の基準
- (2) 資産の譲渡又は貸付けの場合
- (3) 役務の提供の場合
- (4) 電気通信利用役務の提供の場合

2 役務提供取引の輸出免税

- (1) 輸出免税制度
- (2) 非居住者の意義
- (3) 国内に支店等を有する非居住者に対する
役務提供
- (4) 国内において直接便益を享受するもの

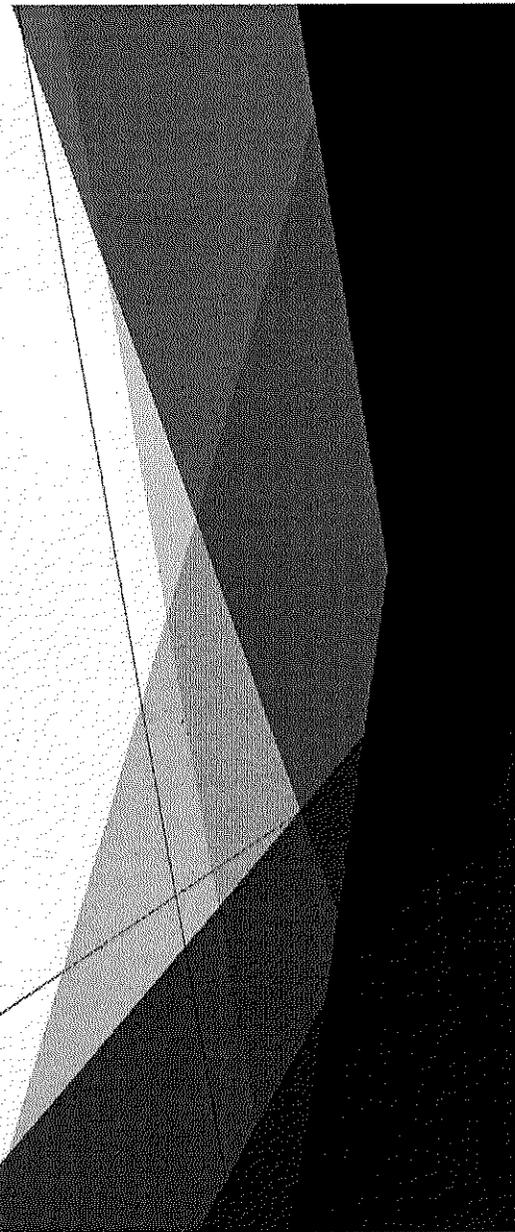
3 電気通信利用役務の提供

- (1) 意義
- (2) 事業者向け電気通信利用役務の提供
- (3) 消費者向け電気通信利用役務の提供
- (4) まとめ

4 外貨建取引の円換算

5 プラットフォーム課税の導入 (令和6年度税制改正)

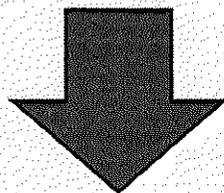
1 内外判定



1 内外判定 - (1) 内外判定の基準

内外判定の意義

消費税は、国内において消費される財貨やサービスに対して課税されるものであることから、国外において行われた取引は課税の対象となりません（消法4①）。



事業者が国内及び国外の双方で取引を行っている場合には、その取引が国内取引か国外取引かの判定を行う必要があります（内外判定）。



1 内外判定 - (1) 内外判定の基準

内外判定の基準（消費税法4条）

〈資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）〉

① 資産の譲渡又は貸付け（3項1号）

当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所在していた場所

② 役務の提供（電気通信利用役務の提供を除く。）（3項2号）

当該役務の提供が行われた場所

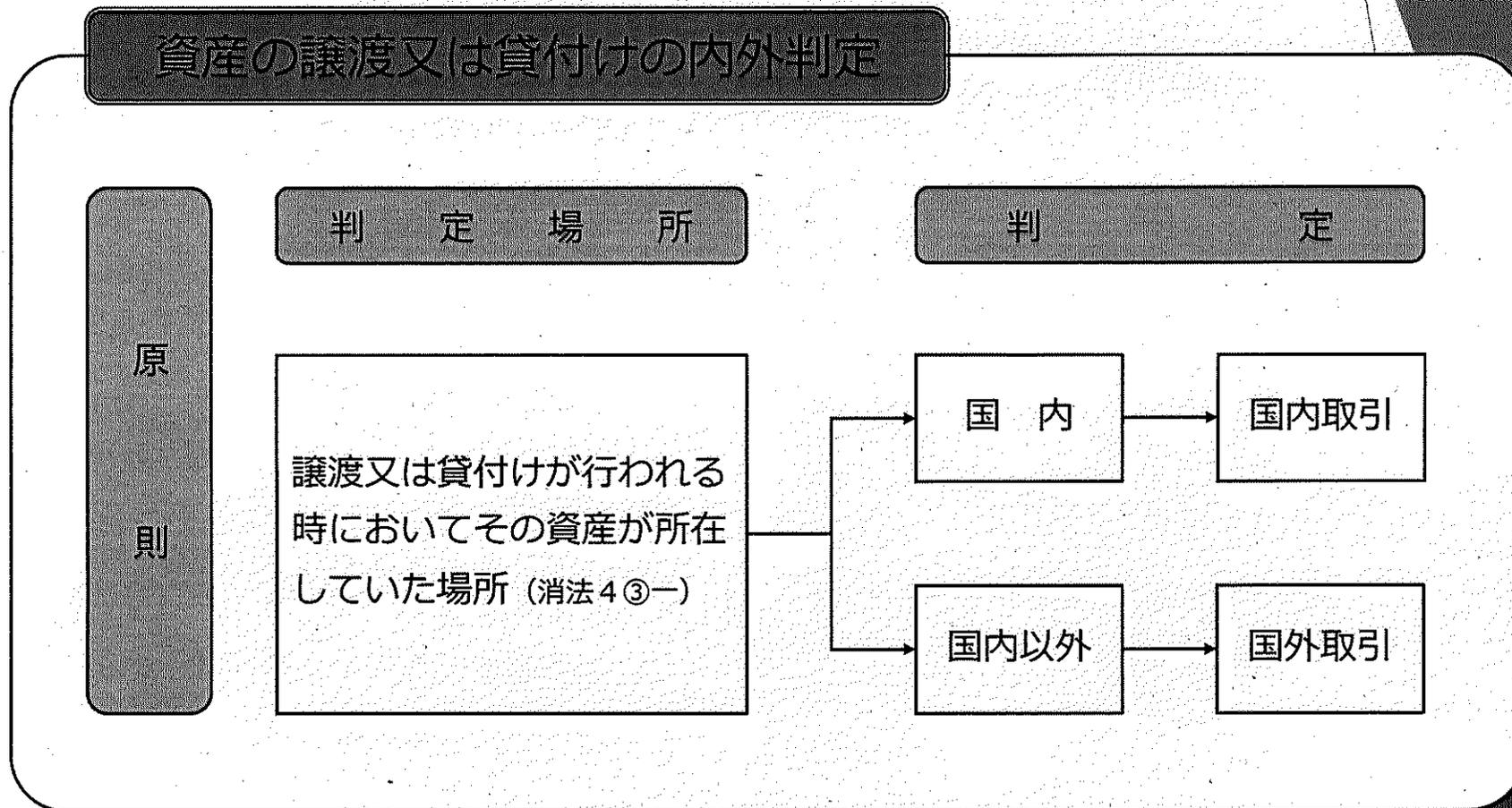
③ 電気通信利用役務の提供（3項3号）

当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

〈特定仕入れ〉

特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、3項2・3号に定める場所（4項本文）。

1 内外判定 - (2) 資産の譲渡又は貸付けの場合



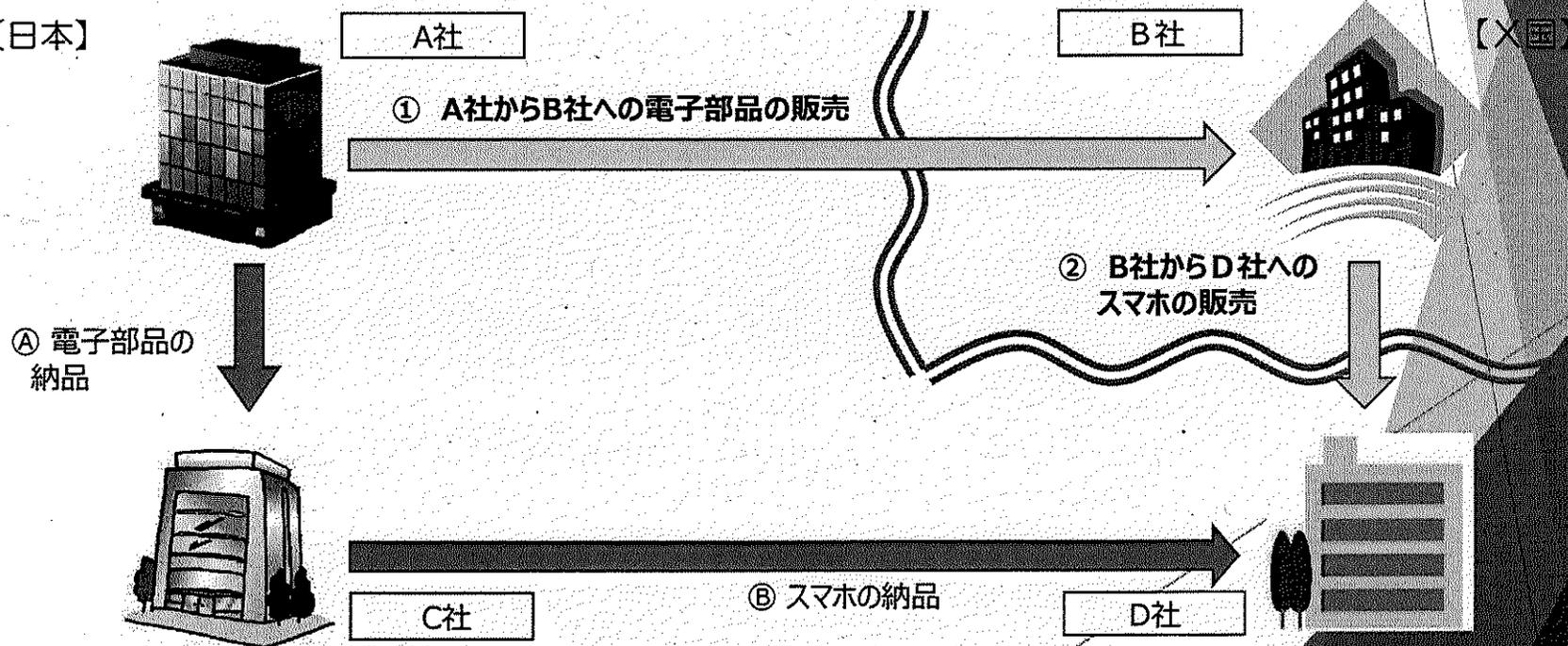
1 内外判定 - (2) 資産の譲渡又は貸付けの場合

【問題1】

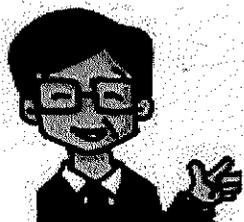
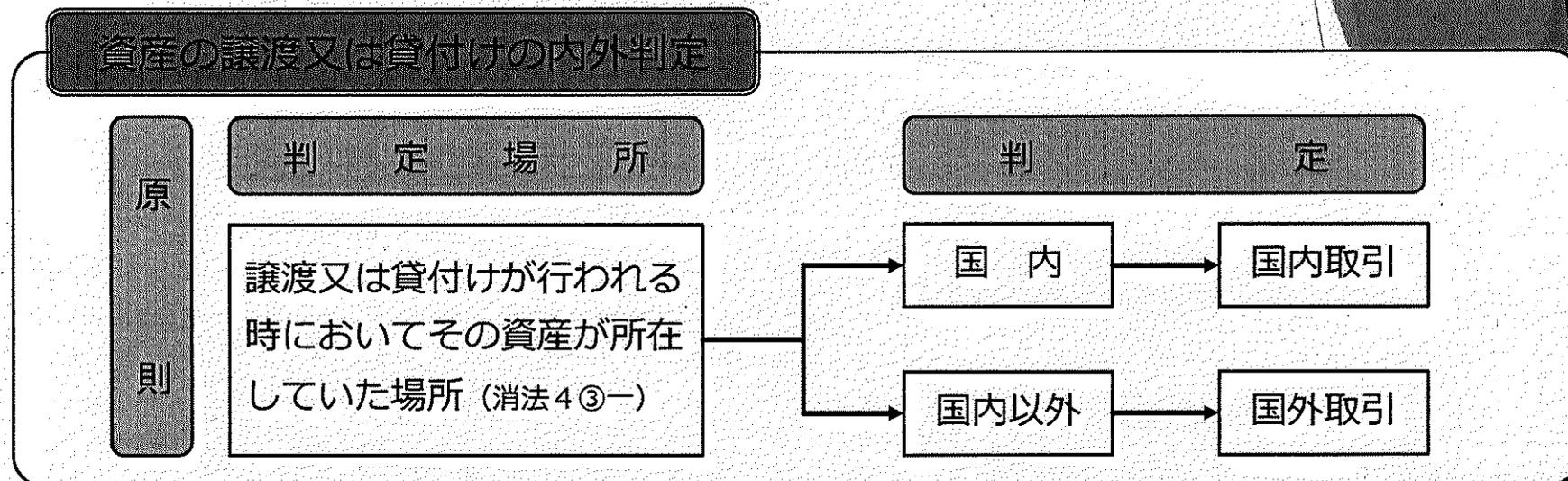
日本国にあるA社はX国にあるB社に電子部品を販売し、B社は日本国にあるC社にその電子部品を使ったスマホの組立てを依頼（材料無償供与）し、それをD社に販売しています。また、A社は電子部品をC社へ納品し、C社はスマホをD社へ納品しています。

A社による電子部品の販売及びB社によるスマホの販売についての内外判定はどうなるのでしょうか？

【日本】

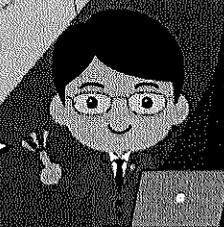


1 内外判定 - (2) 資産の譲渡又は貸付けの場合



事例のように、国外の者との間で行われる取引であっても、国外の者によって行われる取引であっても、国内において資産が引き渡されている場合には、国内における資産の譲渡として課税取引に該当します。

国内事業者が、国外の者から仕入れた資産を他の国内事業者に販売する際に、仕入先から当該他の国内事業者の国外工場等に直送する場合には国外における資産の譲渡となり、国外取引に該当します。



1 内外判定 - (3) 役務の提供(電気通信利用役務の提供を除く)の場合

役務の提供(電気通信利用役務の提供を除く)の内外判定

原則

判定場所

判定

役務の提供が行われた場所
(消法4③二)

国内

国内取引

国内以外

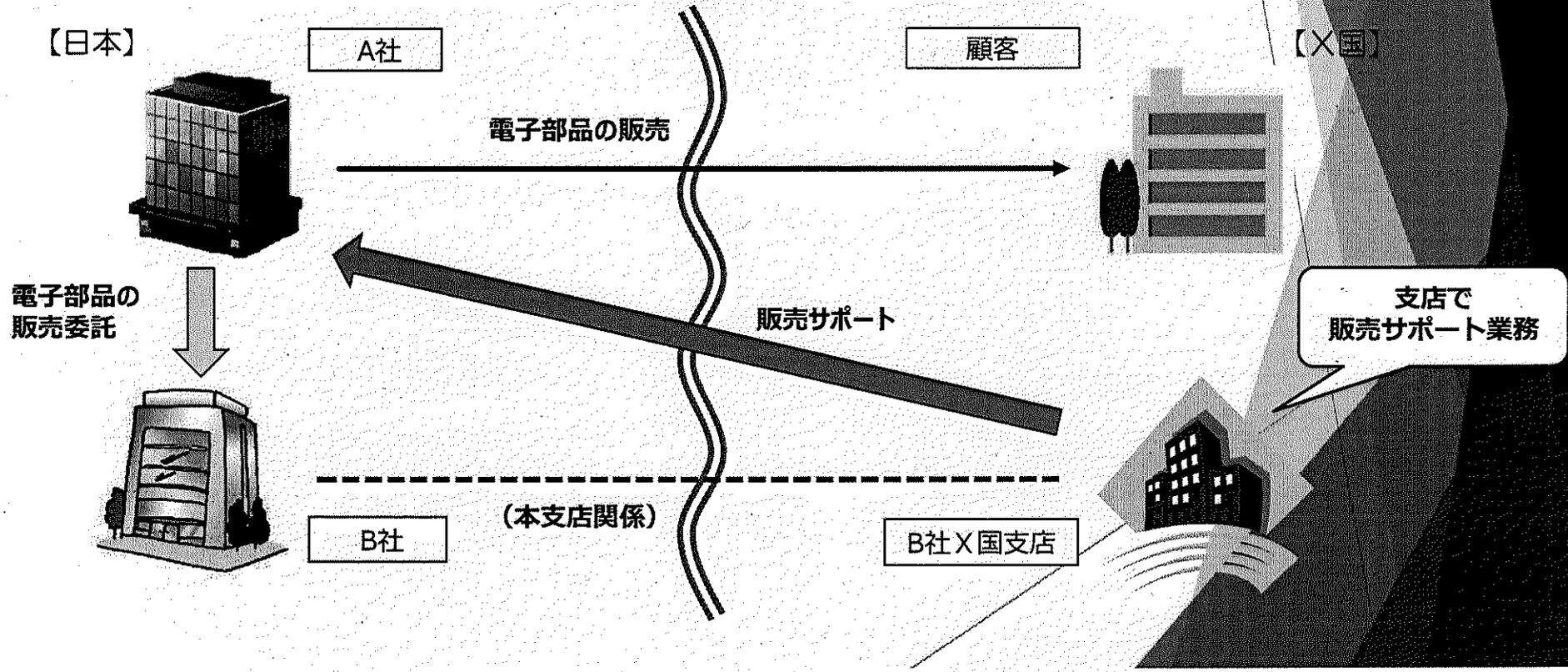
国外取引

1 内外判定 - (3) 役務の提供 (電気通信利用役務の提供を除く) の場合

【問題 2】

日本国にあるA社は同国にあるB社に電子部品の販売業務を一部委託し、B社はX国にある支店において電子部品に係る情報収集やマーケティング等の販売サポート業務を行っています。

B社による役務の提供についての内外判定はどうなるのでしょうか？



1 内外判定 - (3) 役務の提供（電気通信利用役務の提供を除く）の場合

役務の提供（電気通信利用役務の提供等を除く）の内外判定

原則

判定場所

役務の提供が行われた場所
(消法4③二)

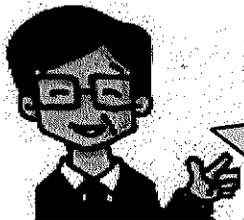
判定

国内

国内取引

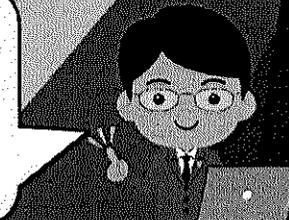
国内以外

国外取引



B社が行うA社のための電子部品の販売サポート業務は、X国内において行われますので、国外における資産の譲渡等として国外取引に該当します。
したがって、B社は、この取引に関して消費税等の申告を行う必要はありません。また、A社においても、仕入税額控除の対象にはなりません。

消費税法では、国内外にわたって行われる役務の提供や、役務の提供が行われた場所が明らかでない場合には「役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地」が国内にあるかどうかにより判定を行うという規定（消令6②六）も定められていますので、注意が必要です。



1 内外判定 - (4) 電気通信利用役務の提供の場合

電気通信利用役務の提供の内外判定 (消費税法4条3項)

資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、第3号に掲げる場合において、同号に定める場所がないときは、当該資産の譲渡等は国内以外の地域で行われたものとする。

- 一 (省略)
- 二 役務の提供である場合 (次号に掲げる場合を除く。)
当該役務の提供が行われた場所 (当該役務の提供が国際運輸、国際通信その他の役務の提供で当該役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める場所)
- 三 電気通信利用役務の提供である場合
当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所 (現在まで引き続いて1年以上居住する場所をいう。)又は本店若しくは主たる事務所の所在地

1 内外判定 - (4) 電気通信利用役務の提供の場合

事業者向け電気通信利用役務の提供に係る内外判定（消費税法4条3項ただし書）

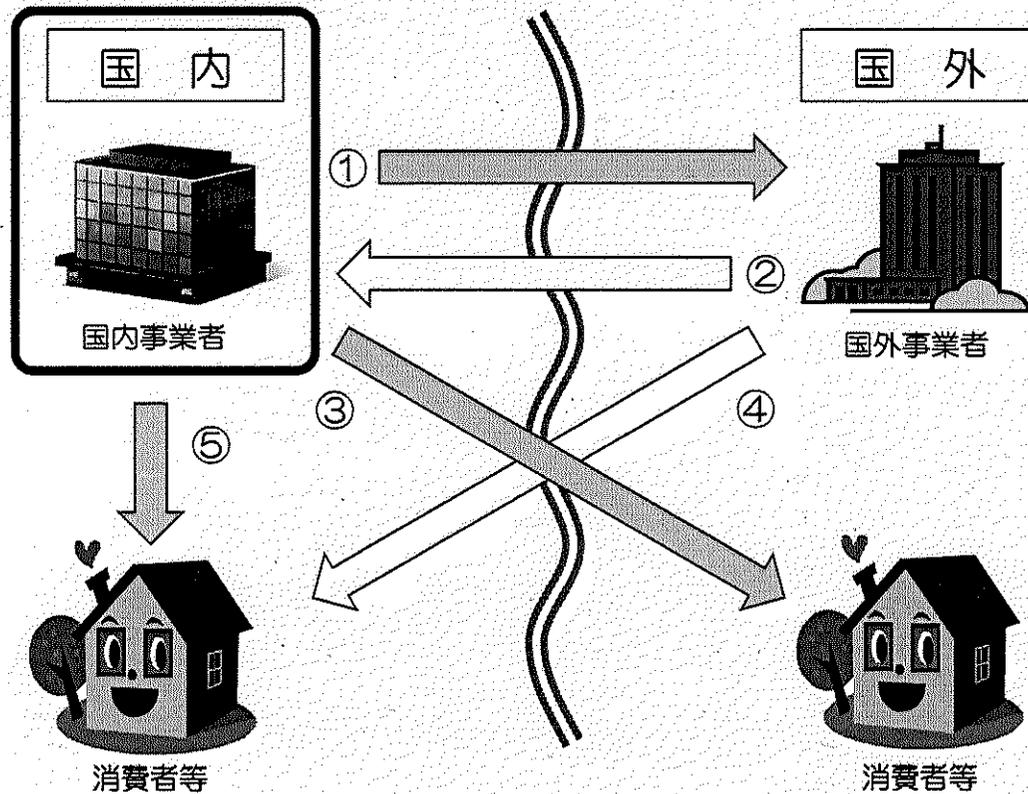
電気通信利用役務の提供のうち、事業者向け電気通信利用役務の提供については、

- ① 国外事業者の国内における恒久的施設で受けたもののうち、国内において行う資産の譲渡等に要するもの
・・・国内取引（消法4④ただし書前段）
- ② 国内事業者の国外事業所等で受けたもののうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等にのみ要するもの
・・・国外取引（消法4④ただし書後段）

1 内外判定 - (4) 電気通信利用役務の提供の場合

国内事業者による提供

〔「電気通信利用役務の提供」に係る内外判定基準〕

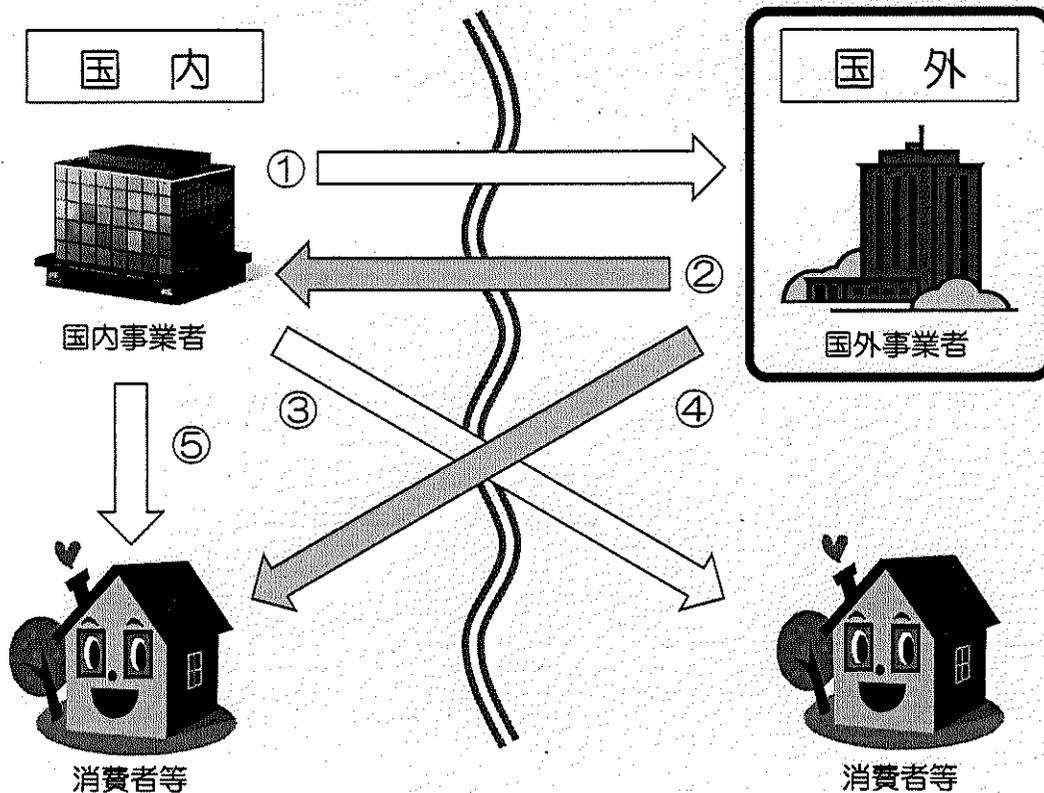


取引	内外判定
①	国外取引：不課税
②	国内取引：課税
③	国外取引：不課税
④	国内取引：課税
⑤	国内取引：課税

1 内外判定 - (4) 電気通信利用役務の提供の場合

国外事業者による提供

〔「電気通信利用役務の提供」に係る内外判定基準〕



取引	内外判定
①	国外取引：不課税
②	国内取引：課税
③	国外取引：不課税
④	国内取引：課税
⑤	国内取引：課税

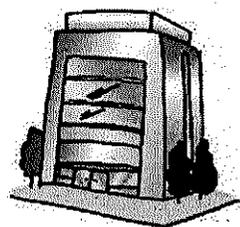
1 内外判定 - (4) 電気通信利用役務の提供の場合

【問題3】

X国にあるA社は日本国にあるB社に電子書籍を販売しました。また、A社はX国にあるB社X国支店にも電子書籍を販売しました。A社による電子書籍の販売はそれぞれどこで行われたことになるのでしょうか？

なお、ここでの電子書籍の販売は、いずれも事業者向け電気通信利用役務の提供に当たらないものとします。

【日本】

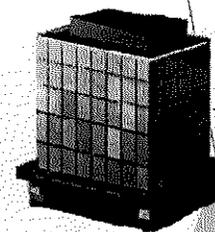


B社

(本支店関係)

A社

【X国】

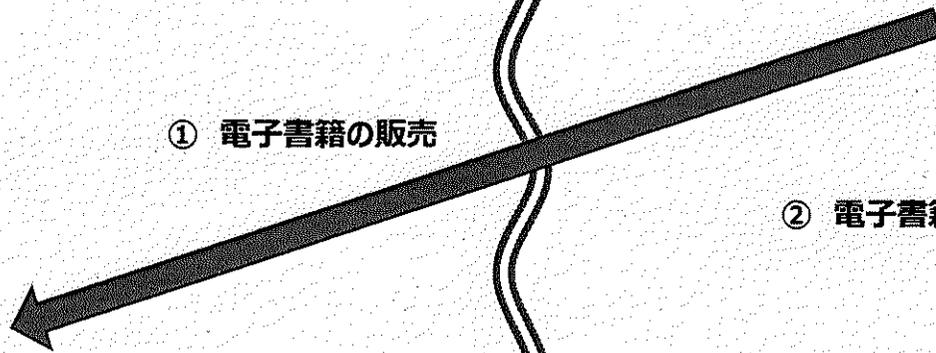


② 電子書籍の販売

B社支店

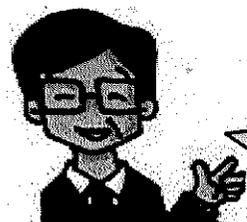
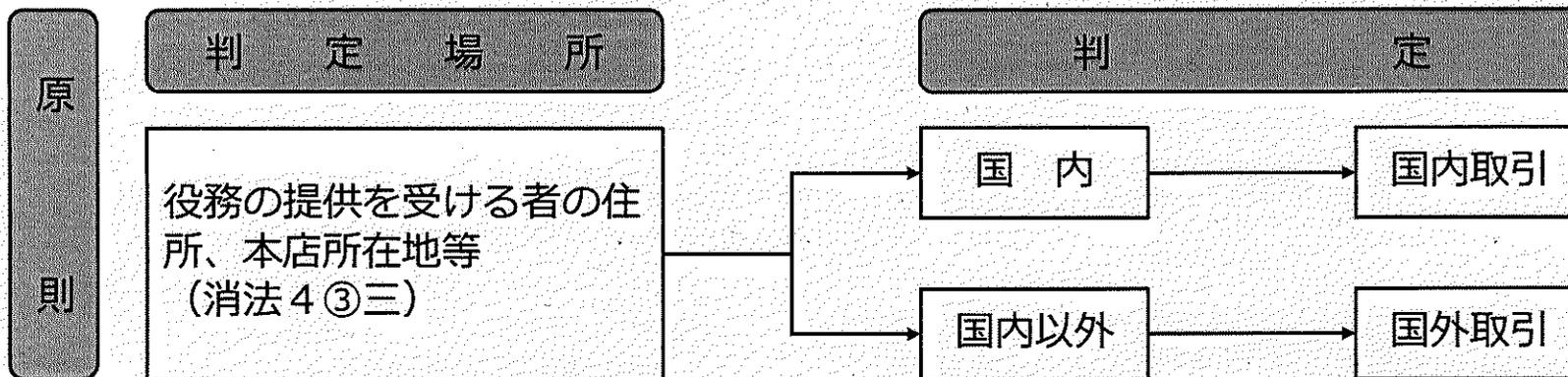


① 電子書籍の販売



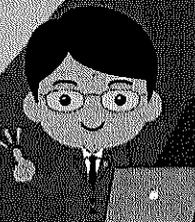
1 内外判定 - (4) 電気通信利用役務の提供の場合

電気通信利用役務の提供等における内外判定 (原則)



A社が行うB社への電子書籍の販売は、B社の本店所在地等が日本となりますので、国内取引に該当します。B社支店に対する販売についても、B社の本店所在地を基準に判断することに注意してください。

電気通信利用役務の提供は、役務の提供を受ける者の住所、本店所在地等で判定するから、内国法人の国外支店に対する電気通信利用役務の提供も国内取引に該当するんだね。消費税法基本通達5-7-15の2にその旨が記載されているよ。



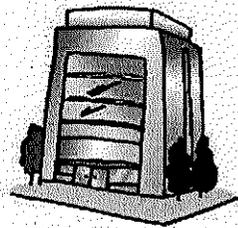
1 内外判定 - (4) 電気通信利用役務の提供の場合

【問題4】

X国にあるA社は日本国にあるB社にバナー広告サービスを提供しました。また、A社はX国にあるB社支店にもバナー広告サービスを提供しました。A社によるバナー広告サービスの提供はそれぞれどこで行われたことになるのでしょうか？

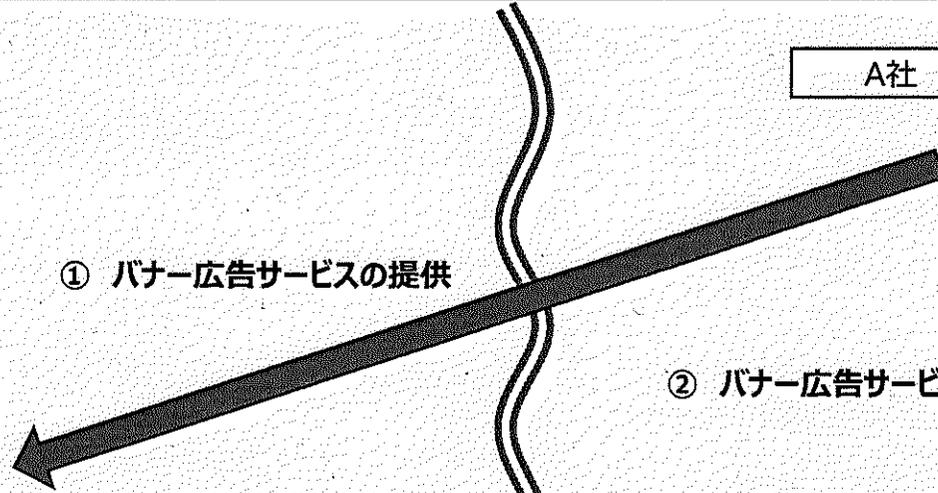
なお、B社支店に対するバナー広告サービスは、B社のX国での売上げにのみ要するものとします。

【日本】



B社

① バナー広告サービスの提供



(本支店関係)

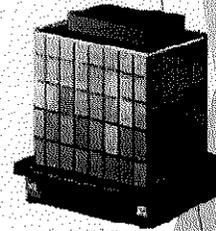
② バナー広告サービスの提供



B社支店

A社

【X国】



1 内外判定 - (4) 電気通信利用役務の提供の場合

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供等における内外判定

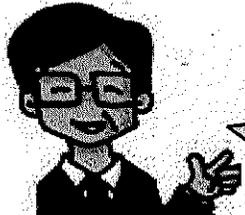
役務提供を行う者	役務提供を受ける者	役務の内容と場所		内外判定
国外事業者	国内事業者	事業者向け	本店	国内取引 (A)
			国外支店	国外取引 (B)
		消費者向け		国内取引
	国外事業者	事業者向け	国内支店	国内取引 (C)
			本店	国外取引
		消費者向け		国外取引

スライド15②参照

スライド13②参照

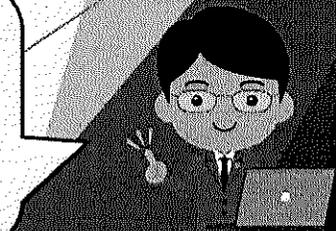
スライド15④参照

スライド13①参照



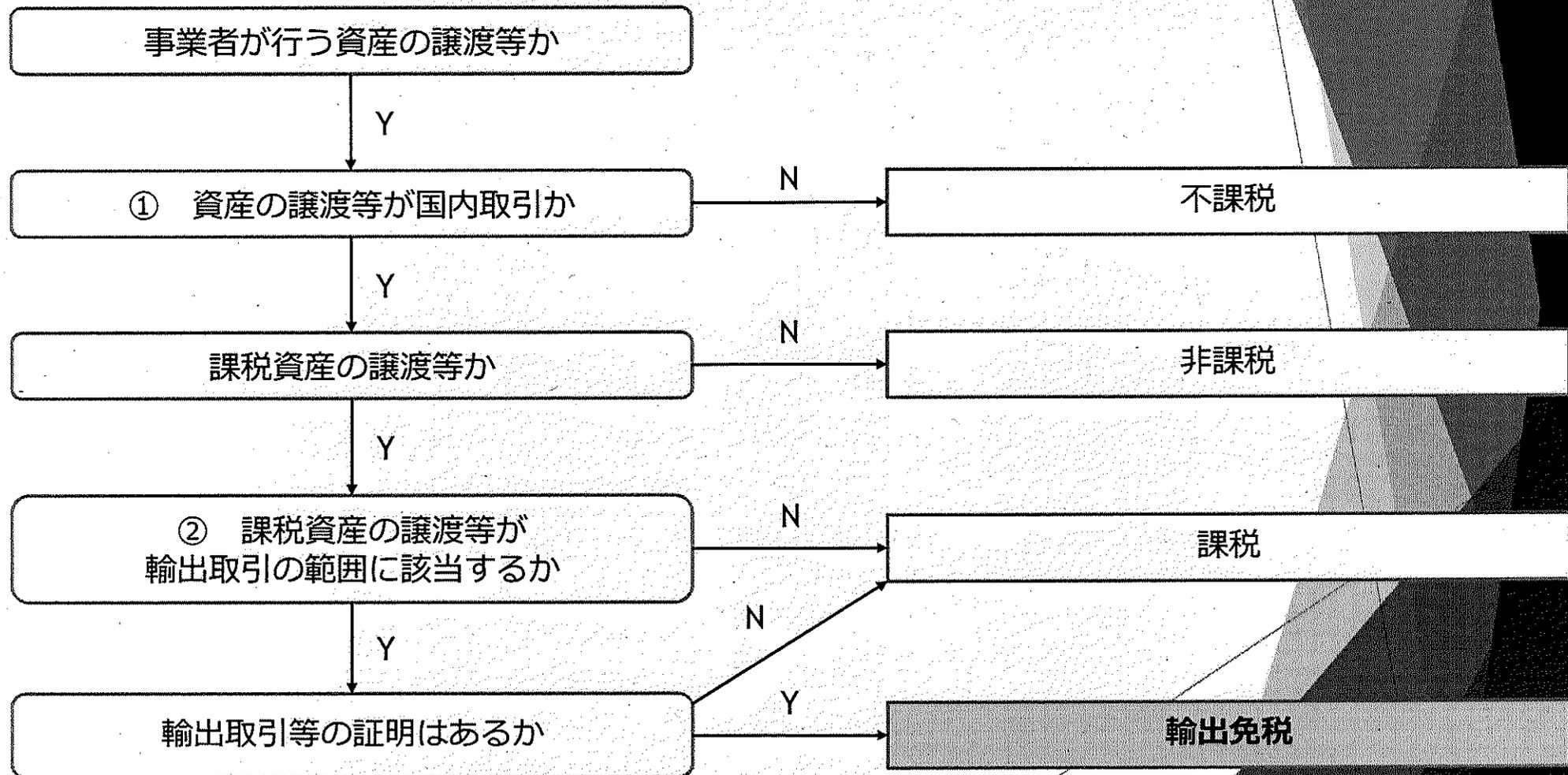
A社が行うB社本店に対するバナー広告の役務提供は、B社の本店所在地が国内にありますので、国内取引となります(表A)。B社支店に対するバナー広告の役務提供は、B社の本店所在地が国内にあるものの、当該バナー広告はX国での売上げにのみ要するものとされておりますので、国外取引となります(表B)。

電気通信利用役務の提供は、基本的には、役務の提供を受ける者の住所・本店所在地等で判定するんだけど、国外事業者が行う事業者向け電気通信利用役務の提供で、日本法人の国外支店で受けたもののうち、国外において行う資産の譲渡等にのみ要するものは国外取引(表B)、外国法人の国内支店で受けたもののうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは国内取引(表C)、となるんだね。



2 役務提供取引の輸出免税

2 役務提供取引の輸出免税 - (1) 輸出免税制度



2 役務提供取引の輸出免税 — (1) 輸出免税制度

輸出取引等の範囲

① 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け（消法7①一）

② 外国貨物の譲渡又は貸付け（一定の外国貨物の譲渡を除く）（消法7①二）

③ 国際輸送等及び国際輸送用船舶・航空機の譲渡等（消法7①三、四、消令17①②一～三、五）

④ 外国貨物に係る役務提供（消令17②四）

⑤ 非居住者に対する無形固定資産等の譲渡又は貸付け（消令17②六）

⑥ **上記のほか、非居住者に対する役務提供で次に掲げるもの以外のもの(消令17②七)**

イ 国内に所在する資産に係る運送又は保管

ロ 国内における飲食又は宿泊

ハ 上記に準ずるもので国内において直接便益を享受するもの

2 役務提供取引の輸出免税 — (2) 非居住者の意義

消費税法
(消令1②二)

非居住者とは、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する非居住者をいう。

外国為替及び
外国貿易法
(外為法6①六)

非居住者とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。
居住者（外為法6①五）とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。

非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

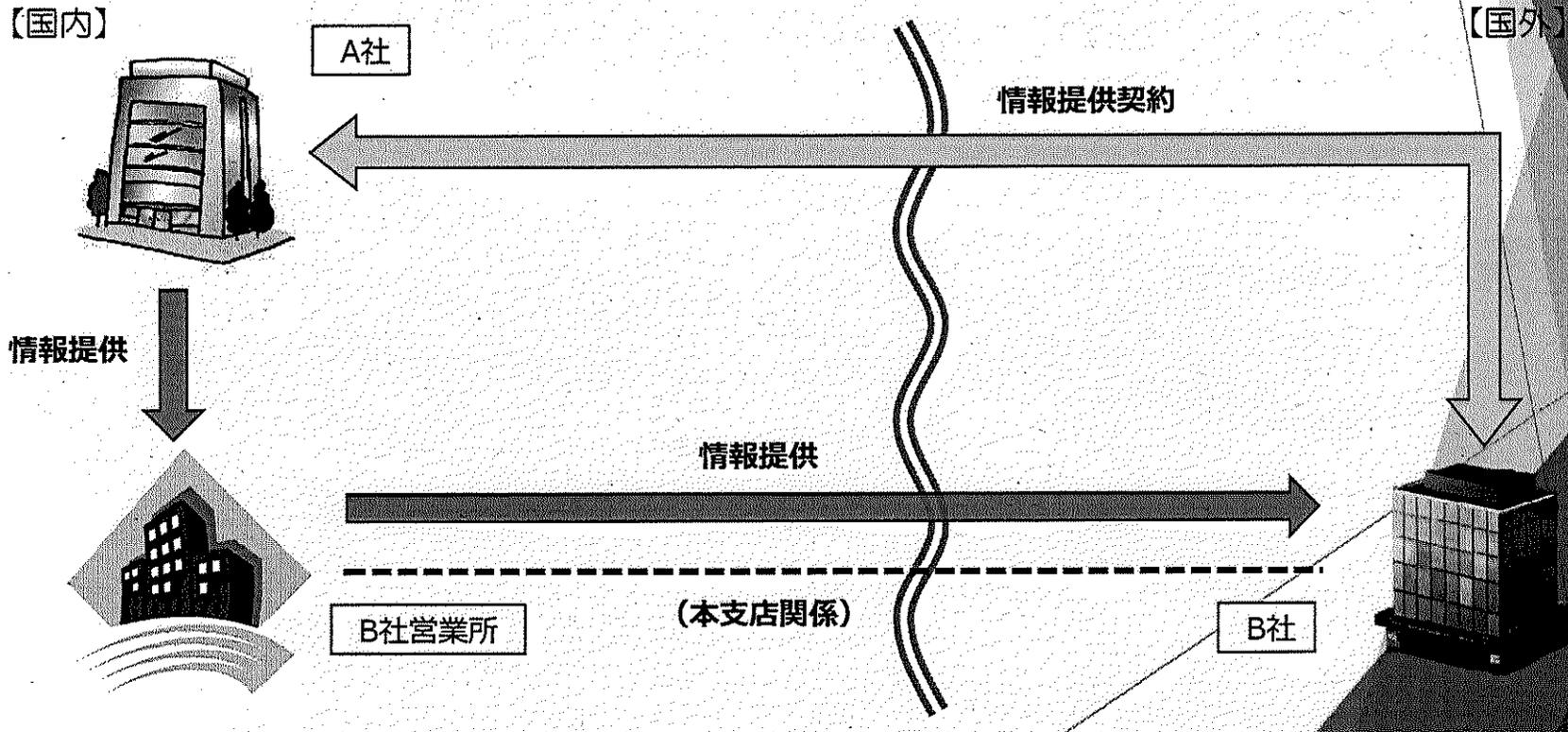
外国法人等の本邦にある支店、出張所その他の事務所は居住者とみなすという点に注意が必要です。



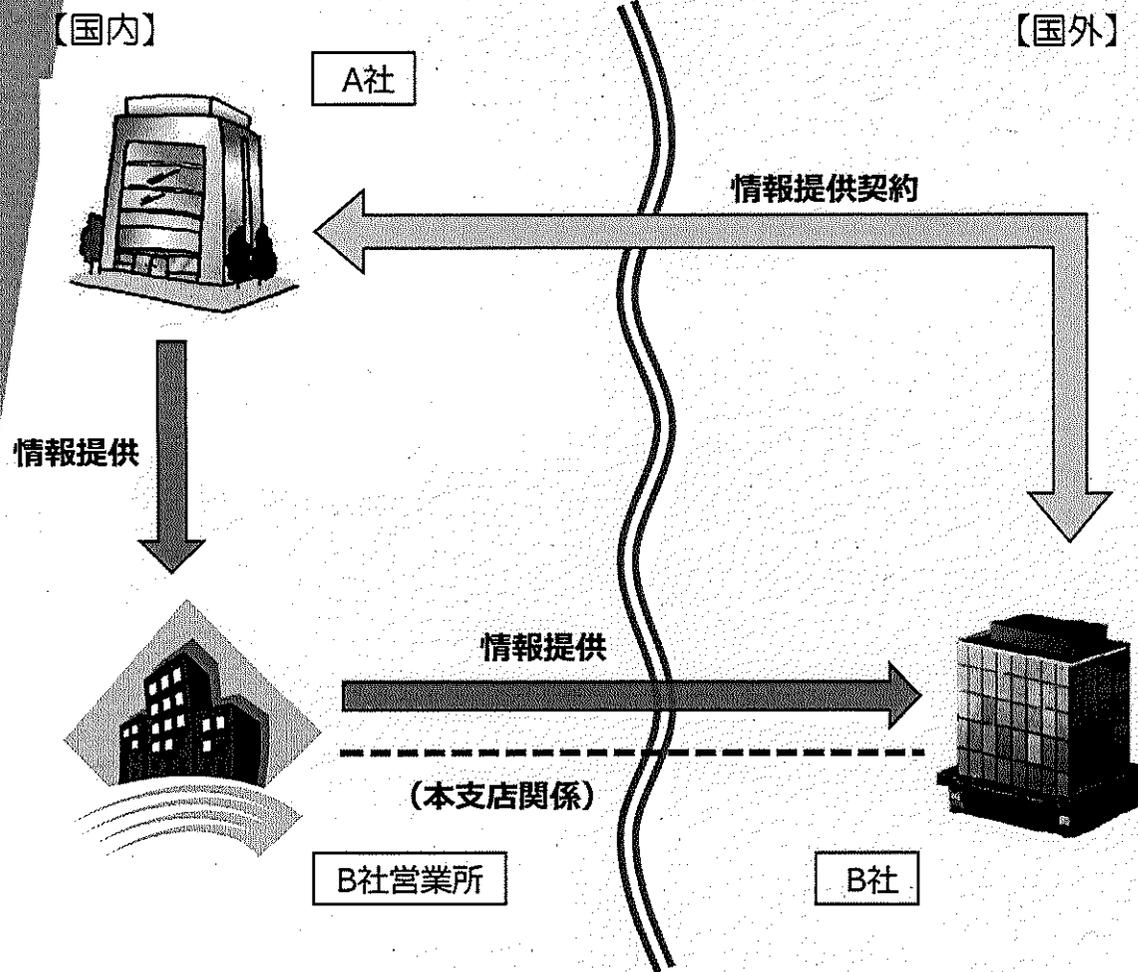
2 役務提供取引の輸出免税 — (3) 国内に支店等を有する非居住者に対する役務提供

【問題5】

内国法人A社は、外国法人B社との間で、A社が定期的に収集した国内の情報をB社に提供する契約を締結しています。B社には国内の営業所があり、情報の提供はその営業所を通じて行っていますが、外国法人に提供するものであることから輸出免税の規定の適用があると考えてよいでしょうか？



2 役務提供取引の輸出免税 - (3) 国内に支店等を有する非居住者に対する役務提供



消費税法基本通達7-2-17

事業者が非居住者に対して役務の提供を行った場合に、当該非居住者が**支店又は出張所等を国内に有するときは**、当該役務の提供は当該支店又は出張所等を経由して役務の提供を行ったものとして、令第17条第2項第7号《非居住者に対する役務提供》の規定の**適用はないもの**として取り扱う。

2 役務提供取引の輸出免税 – (3) 国内に支店等を有する非居住者に対する役務提供

消費税法基本通達7-2-17ただし書

国内に支店又は出張所等を有する非居住者に対する役務の提供であっても、次の要件を**全て**満たす場合には、令第17条第2項第7号に規定する役務の提供に該当するものとして取り扱って差し支えない。

- (1) 役務の提供が非居住者の国外の本店等との直接取引であり、当該非居住者の国内の支店又は出張所等はこの役務の提供に直接的にも間接的にもかかわっていないこと。
- (2) 役務の提供を受ける非居住者の国内の支店又は出張所等の業務は、当該役務の提供に係る業務と同種、あるいは関連する業務でないこと。

日本支店を有する非居住者に対する役務提供は、原則課税取引となります。もし免税にしていたら、本当にその取引に支店が関わっていないか、支店の業務がその取引と関連がないのかを確認しよう。



2 役務提供取引の輸出免税 – (3) 国内に支店等を有する非居住者に対する役務提供

【問題5 – 解答】

本問では、A社が非居住者であるB社に対して情報提供という役務の提供を行っていますが、B社は国内に出張所を有しているため、当該役務の提供は出張所を経由して行われたものとされます。当該出張所は消費税法上**居住者とみなされます**ので、原則として、**輸出免税の適用はありません**。

もっとも、消費税法基本通達7-2-17ただし書の要件を満たせば、輸出免税として取り扱ってよいこととなりますが、本問では情報提供の直接の相手方はB社出張所であり、当該出張所が情報提供に関わっていないとはいえないことから、当該要件を満たしません。

したがって、本問では、原則通り輸出免税の適用はないということになります。



2 役務提供取引の輸出免税 – (4) 国内において直接便益を享受するもの

消費税法施行令第17条第2項第7号

非居住者に対して行われる役務の提供で次に掲げるもの以外のものを免税の対象としています。

- イ 国内に所在する資産に係る運送又は保管
- ロ 国内における飲食又は宿泊
- ハ イ及びロに掲げるものに準ずるもので、**国内において直接便益を享受するもの**

国内に所在する資産に係る運送又は保管及び国内における飲食又は宿泊に準ずるもので「国内において直接便益を享受するもの」に当たるかどうか判断のポイントだね。



2 役務提供取引の輸出免税 — (4) 国内において直接便益を享受するもの

非居住者に対する役務の提供で免税とならないものの範囲 (消基通7-2-16)

- ① 国内に所在する資産に係る運送や保管
- ② 国内に所在する不動産の管理や修理
- ③ 国内で行う建物等の建築請負
- ④ 国内で行う電車、バス、タクシー等による旅客の輸送
- ⑤ 国内における飲食又は宿泊
- ⑥ 国内で行う理容又は美容
- ⑦ 国内で行う医療又は療養
- ⑧ 国内の劇場、映画館等の興行場における観劇等の役務の提供
- ⑨ 国内間の電話、郵便又は信書便
- ⑩ 国内の日本語学校等における語学教育等

明らかに国内において直接便益を享受するものが示されていますね。



2 役務提供取引の輸出免税 – (4) 国内において直接便益を享受するもの

非居住者に対する役務提供で輸出免税の対象となるもの

次のような非居住者に対する役務提供については、原則として国内において直接便益を享受するものには該当せず、輸出免税の対象となるものと考えられています。

- ① 情報の提供
- ② 設計
- ③ 外国企業の広告
- ④ 弁護士等による法律相談その他の事務処理
- ⑤ 時計、カメラ等の耐久消費財の修理

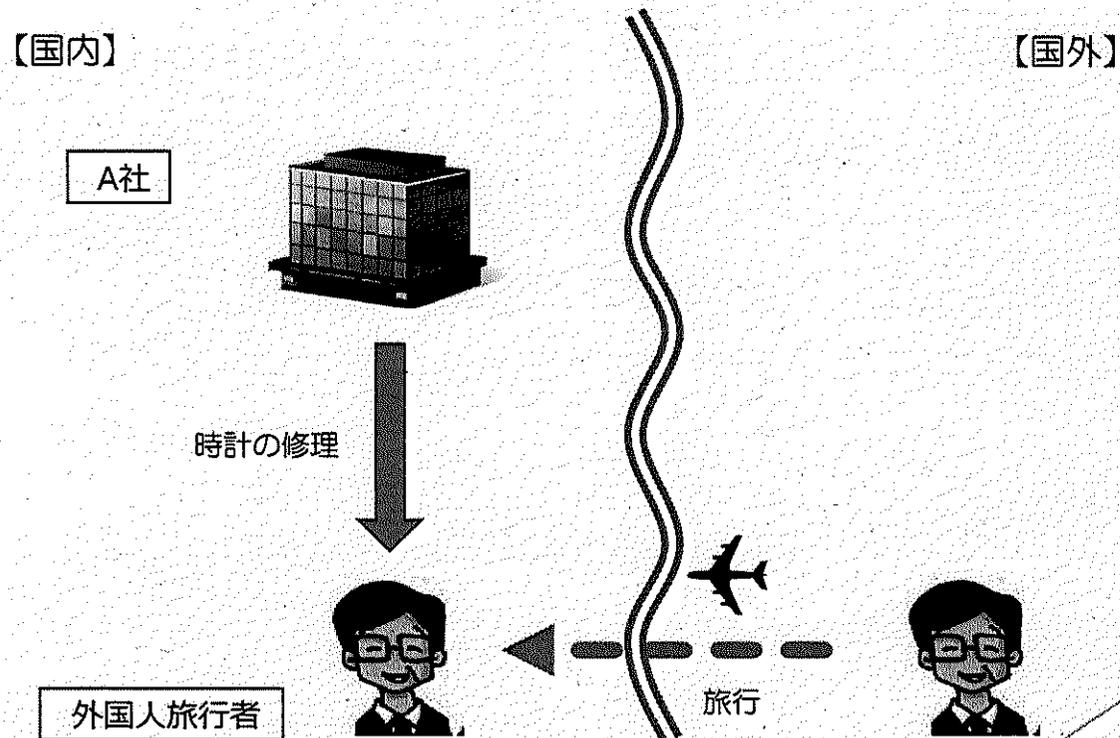
(3)で述べた通り、役務提供の対象となる非居住者が国内に支店や事業所を有するときは、その支店や事業所を経由して役務の提供を行ったものとして、原則、輸出免税の適用はないことに注意してくださいね（消基通7-2-17）。



2 役務提供取引の輸出免税 — (4) 国内において直接便益を享受するもの

【問題6】

内国法人A社は、時計や貴金属の販売・修理を行っています。
日本を訪れた外国人旅行者の依頼により時計の修理を行った場合、課税関係はどうなりますか？



2 役務提供取引の輸出免税 - (4) 国内において直接便益を享受するもの

【問題6 - 解答】

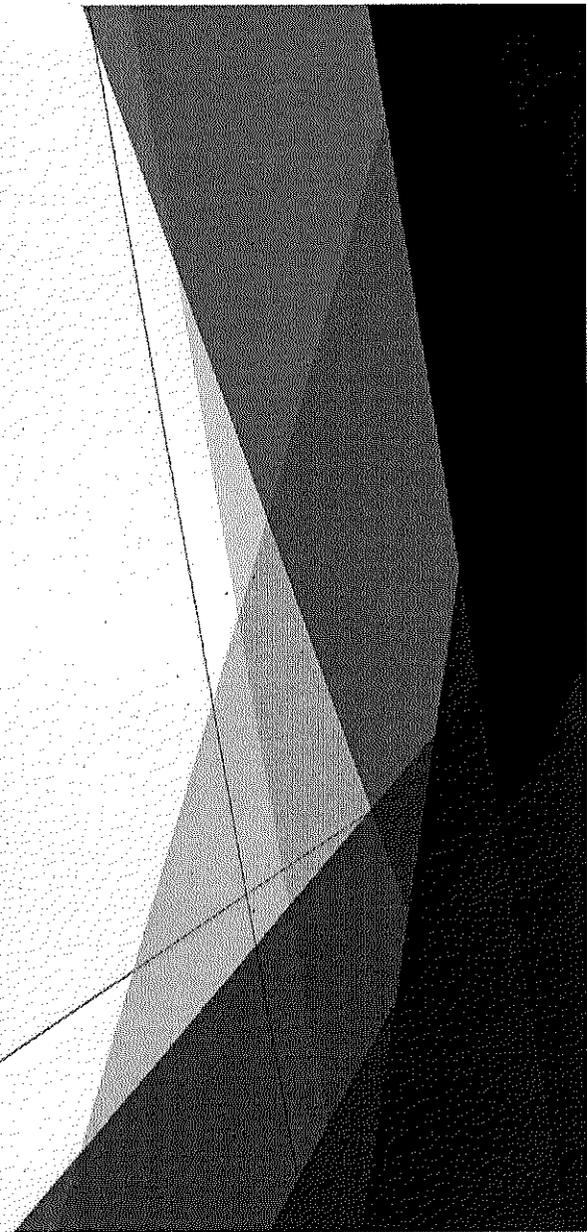
本問では、A社が非居住者である外国人旅行者に対して時計の修理という役務の提供を行っていますが、時計の修理は国内で行われていることから、国内取引に該当します。

もっとも、非居住者に対する役務の提供ですので、輸出免税の対象となるか検討する必要があります。

一般に、時計の修理というのは、故障した物を使用可能にする、いわゆる請負契約と考えられます。そうすると、使用可能な状態である限りその便益を享受することとなり、一般的には外国人旅行者が帰国後もその便益を受けますので、「国内において直接便益を享受するもの」とはいえず、**輸出免税の適用がある**と考えられます。



3 電気通信利用役務の提供



3 電気通信利用役務の提供 — (1) 意義

電気通信利用役務の提供

資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる電子書籍・音楽等の著作物の提供のほか、広告配信など電気通信回線を介して行われる役務の提供をいう（消法2①八の三）。

事業者向け電気通信利用役務の提供

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、当該電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう（消法2①八の四）。

事業者向け電気通信利用役務の提供以外のもの

電気通信利用役務の提供のうち、上記の「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当しないもの（以下、便宜上「消費者向け電気通信利用役務の提供」という。）。

3 電気通信利用役務の提供 - (1) 意義

電気通信利用役務の提供に該当する取引（例）

- ・ インターネットを介して行われる、電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェア（ゲームなどのいわゆるアプリを含む。）の配信
- ・ 顧客にクラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるサービス
- ・ 顧客にクラウド上で顧客の電子データの保存を行う場所の提供を行うサービス
- ・ インターネットを介した広告の配信・掲載
- ・ インターネット上のショッピングサイト・オークションサイトを利用させるサービス（商品の掲載料金等）
- ・ インターネット上でゲームソフト等を販売する場所（WEBサイト）を利用させるサービス
- ・ インターネットを介して行う宿泊予約、飲食店予約サイト（宿泊施設、飲食店等を経営する事業者から掲載料等を徴するもの）
- ・ インターネットを介して行う英会話教室
- ・ 電話、電子メールによる継続的なコンサルティング

3 電気通信利用役務の提供 - (1) 意義

電気通信利用役務の提供に該当しない取引 (例)

- 電話、FAX、電報、データ伝送、インターネット回線の利用など、他者間の情報を単に媒介するもの (いわゆる通信)
- **ソフトウェアの制作等**
著作物の制作を国外事業者に依頼し、その成果物の受領をインターネット等を介して行う場合であっても電気通信利用役務の提供に該当しない。
- **国外に所在する資産の管理・運用等 (ネットバンキングを含む。)**
資産の運用・資金の移動等の指示・状況・結果報告等について、インターネット等を介して連絡が行われた場合であっても電気通信利用役務の提供に該当しない。
- **国外事業者に依頼する情報の収集・分析等**
情報の収集・分析等を行ってその結果報告等について、インターネット等を介して連絡が行われた場合であっても電気通信利用役務の提供に該当しない。
- **国外の法務専門家等が行う国外での訴訟遂行等**
訴訟に伴う指示等について、インターネットを介して行う場合であっても電気通信利用役務の提供に該当しない。

3 電気通信利用役務の提供 — (2) 事業者向け電気通信利用役務の提供

事業者向け電気通信利用役務の提供 (法2①八の四)

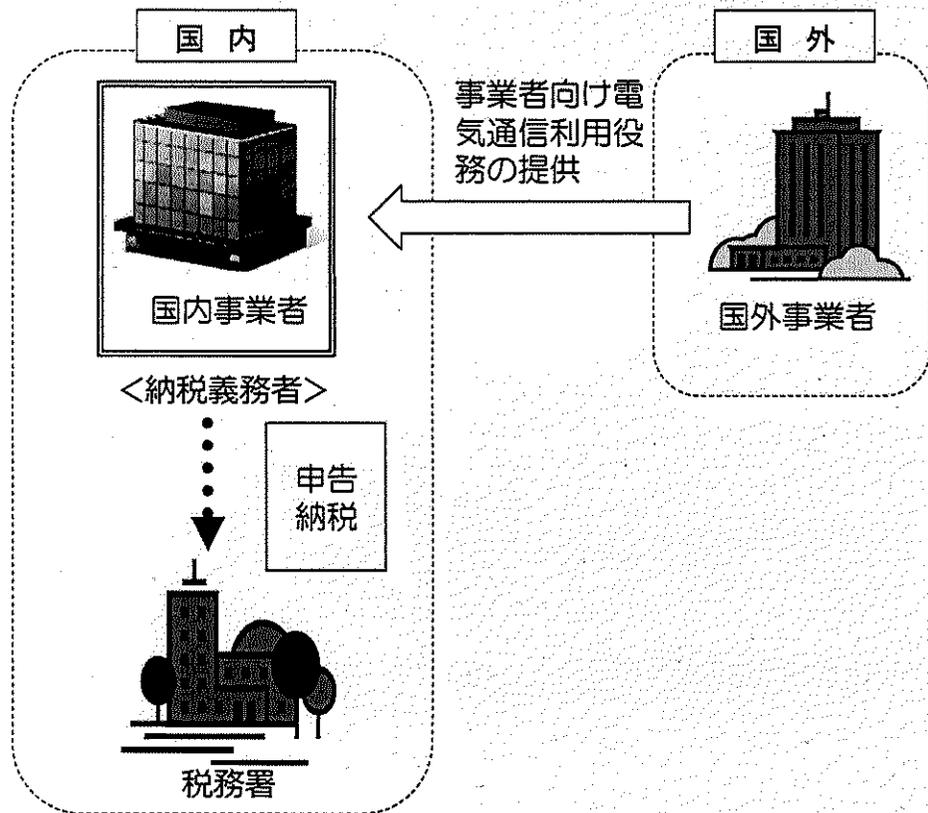
国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、当該電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する取引 (例)

- ・ インターネットのウェブサイト上への広告の掲載のようにその役務の性質から通常事業者向けであることが客観的に明らかなもの
 - ・ 役務の提供を受ける事業者に応じて、各事業者との間で個別に取引内容を取り決めて締結した契約に基づき行われる電気通信利用役務の提供で、契約において役務の提供を受ける事業者が事業として利用することが明らかなもの
- ※ ウェブサイト上に掲載した規約等で事業者のみを対象とするものであることを明示していたとしても、消費者からの申込みが行われ、その申込みを事実上制限できないものについては、その取引条件等からは事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しない。

3 電気通信利用役務の提供 — (2) 事業者向け電気通信利用役務の提供

事業者向け電気通信利用役務の提供に係る課税方式（リバースチャージ方式）



「事業者向け電気通信利用役務の提供」について、当該役務の提供を受けた国内事業者に申告納税義務を課す方式（対象取引例：広告の配信）。

当該役務の提供に係る課税仕入れは、仕入税額控除の対象となる（消法30①）。

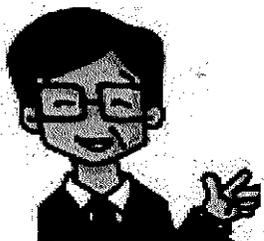
3 電気通信利用役務の提供 – (2) 事業者向け電気通信利用役務の提供

納税義務者の定義 (法5①)

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等（**特定資産の譲渡等に該当するものを除く**。第30条第2項及び第32条を除き、以下同じ。）及び**特定課税仕入れ**（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。）につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

用語の定義

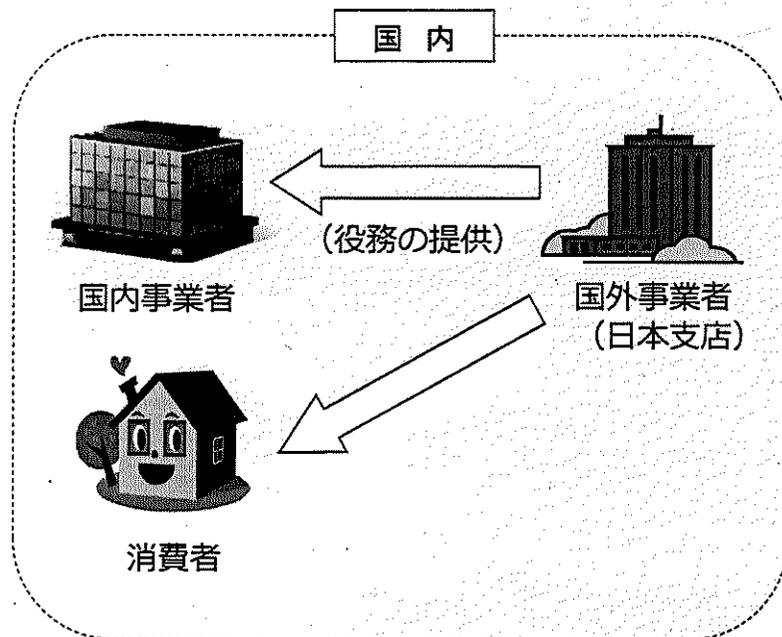
- 特定仕入れ（法第4条第1項かっこ書）
事業として他の者から受けた**特定資産の譲渡等**をいう。
- 特定資産の譲渡等（法第2条第1項第8号の2）
事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。



事業者向け電気通信利用役務の提供については、当該**電気通信利用役務の提供を受けた国内事業者**に納税義務あり（リバースチャージ）！

3 電気通信利用役務の提供 - (2) 事業者向け電気通信利用役務の提供

消費通1-6-1 (国外事業者の範囲)



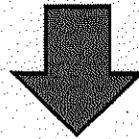
消費税法2条1項4号の2に規定する**国外事業者**とは、所得税法2条1項5号に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法2条4号に規定する外国法人をいう。

したがって、これら事業者が、国内の事業者や消費者等へ電気通信利用役務の提供を行うための**事務所等を国内に有していたとしても国外事業者**に該当する。

3 電気通信利用役務の提供 - (2) 事業者向け電気通信利用役務の提供

リバースチャージ方式に関する経過措置

①一般課税で申告を行う事業者でその課税期間における課税売上割合が95%以上である事業者、②その課税期間について簡易課税制度が適用される事業者については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます（27年改正法附則第42条、第44条第2項）。



これらの事業者は、特定課税仕入れを行ったとしても、その課税期間の消費税の確定申告については、特定課税仕入れについて申告等に含める必要はありません。

※ これらの事業者は特定課税仕入れがなかったものとされるため、特定課税仕入れに係る仕入税額控除を行うこともできません。

3 電気通信利用役務の提供 - (3) 消費者向け電気通信利用役務の提供

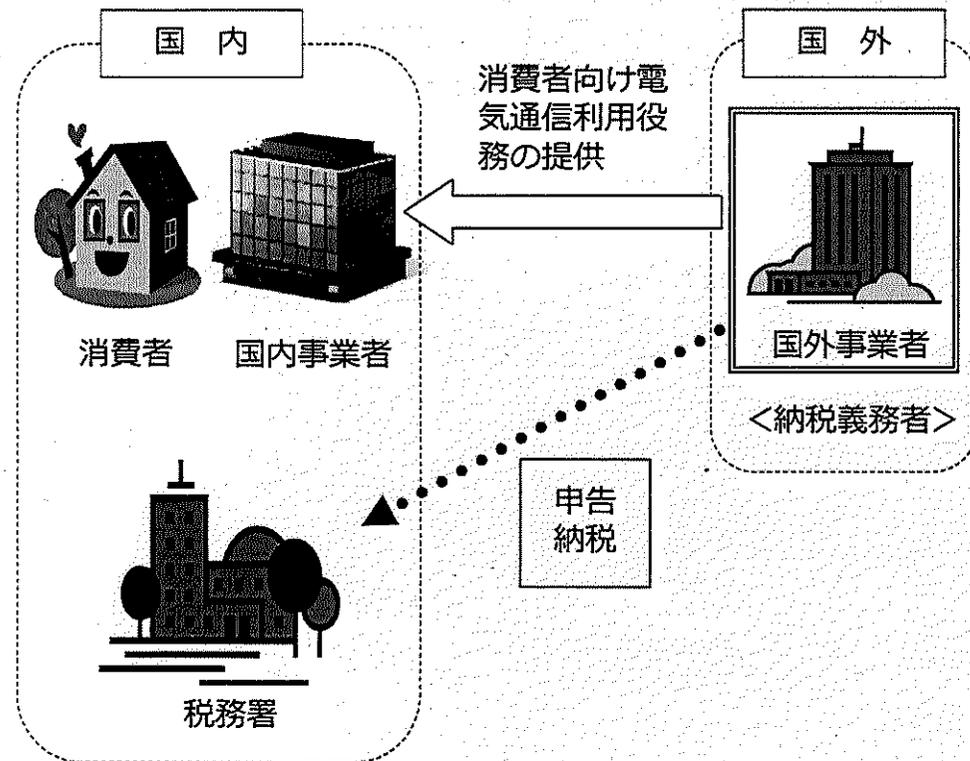
消費者向け電気通信利用役務の提供に該当する取引

以下のような広く消費者も含め対価を得て提供される取引は、原則として、事業者向け電気通信利用役務の提供には該当せず、消費者向け電気通信利用役務の提供に該当することになります。

- ・ インターネット等を通じて、対価を得て行われる書籍・新聞・音楽・映像・ソフトウェア(ゲームなどの様々なアプリケーションを含む。)の配信
- ・ 顧客に、クラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるもの
- ・ 顧客に、クラウド上で顧客の電子データの保存を行う場所の提供を行うもの
- ・ インターネット上のショッピングサイト・オークションサイトを利用させるもの(商品の掲載料金等)

3 電気通信利用役務の提供 — (3) 消費者向け電気通信利用役務の提供

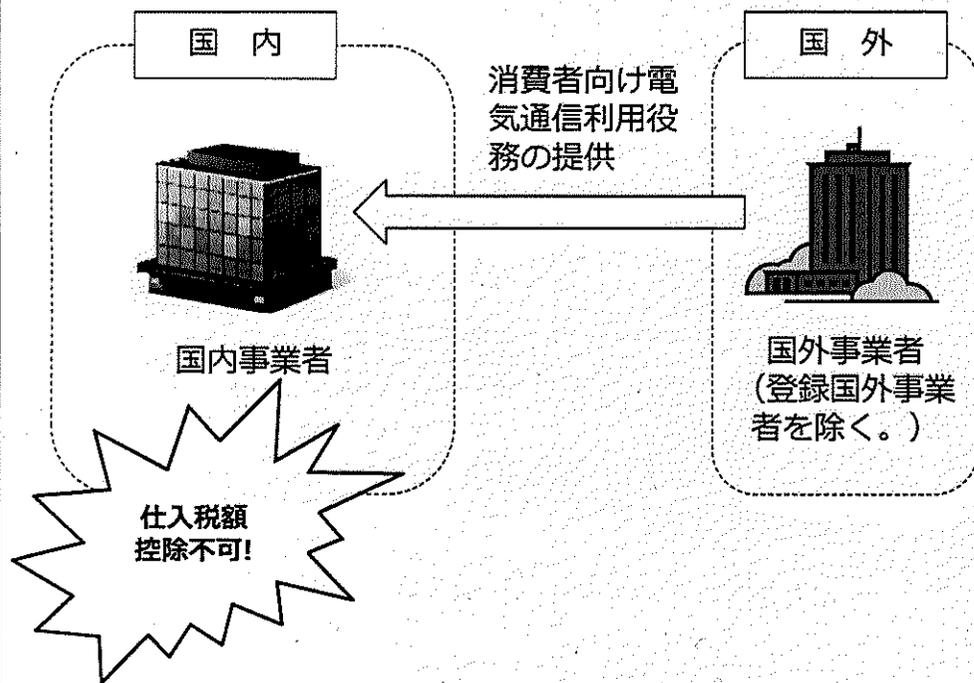
消費者向け電気通信利用役務の提供に係る課税方式（国外事業者申告納税方式）



国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、「消費者向け電気通信利用役務の提供」について、国外事業者に申告納税義務を課す方式（対象取引例：電子書籍・音楽の配信）。

3 電気通信利用役務の提供 — (3) 消費者向け電気通信利用役務の提供

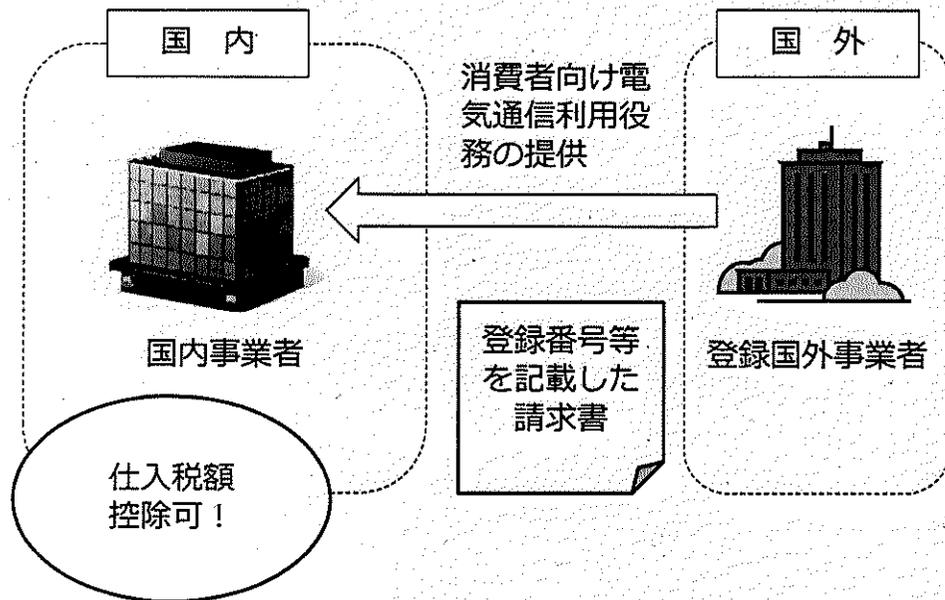
国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置①



事業者が、国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係るものについては、当分の間、消費税法30条から36条（仕入れに係る消費税額の控除等）までの規定は適用されない（平成27年改正法附則38条1項、消基通11-1-3(注)2）。

3 電気通信利用役務の提供 — (3) 消費者向け電気通信利用役務の提供

国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置②

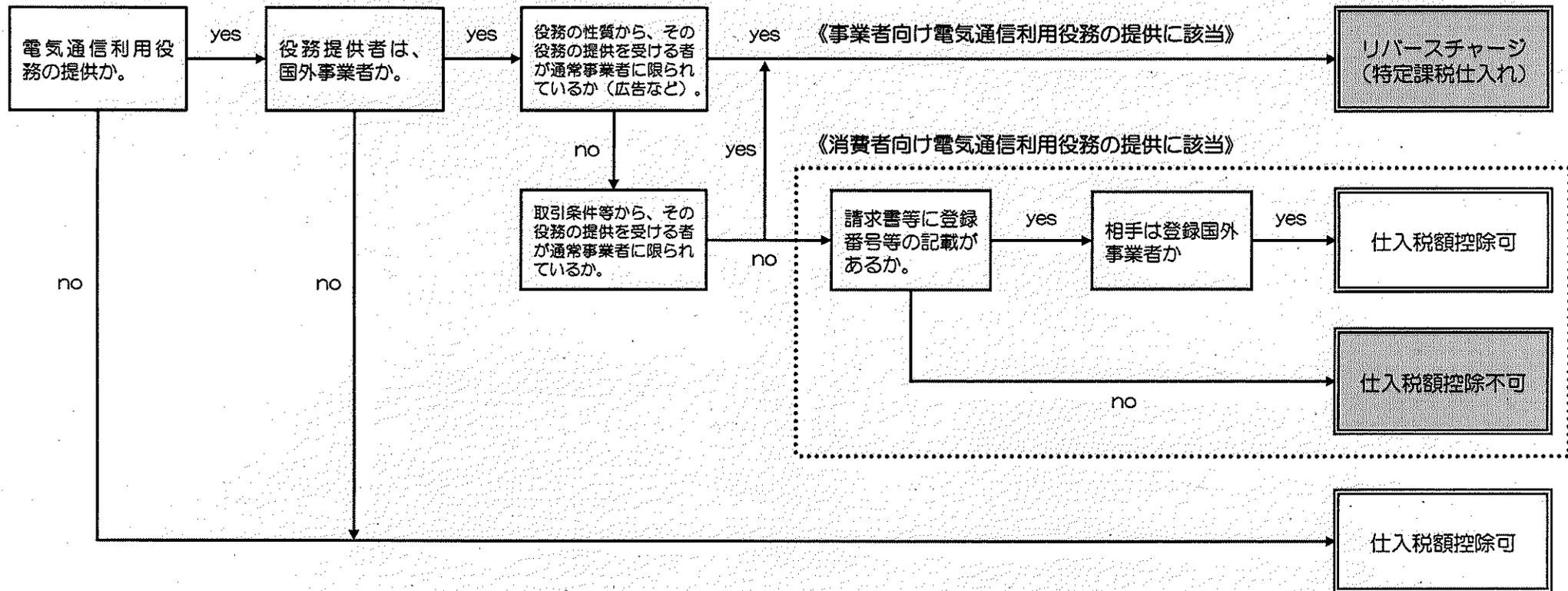


ただし、登録国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、仕入税額控除の対象となる（平成27年改正法附則38条1項ただし書）。

なお、登録国外事業者とは、「消費者向け電気通信利用役務の提供」を行う課税事業者である国外事業者で、国税庁長官の登録を受けた事業者をいう（平成27年改正法附則39条1項）。

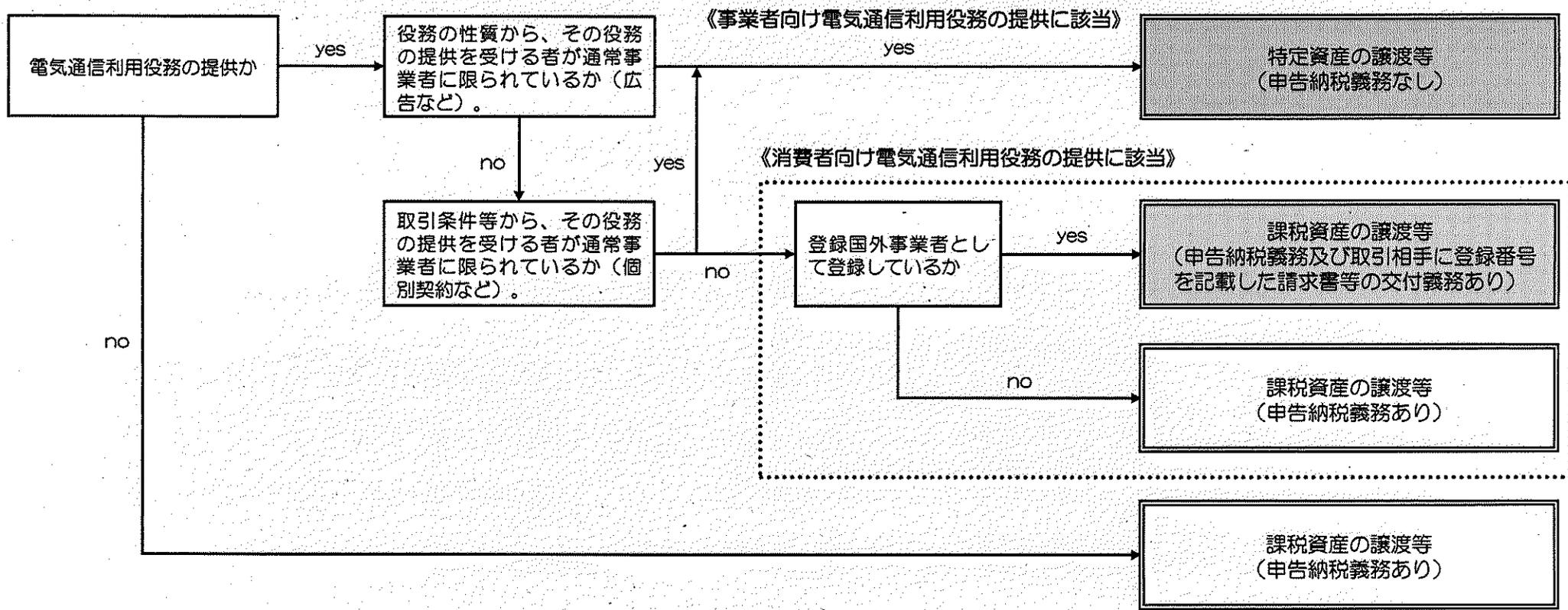
3 電気通信利用役務の提供 - (4) まとめ

国内事業者が国内において役務の提供を受ける場合の課税関係



3 電気通信利用役務の提供 - (4) まとめ

国外事業者が国内において役務の提供を行う場合の課税関係



4 外貨建取引の円換算

4 外貨建取引の円換算

外貨建取引に係る対価（消基通10-1-7）

外貨建ての取引に係る資産の譲渡等の対価の額は、所得税又は法人税の課税所得金額の計算において外貨建ての取引に係る売上金額その他の収入金額につき円換算して計上すべきこととされている金額によるものとする。

- (注) 1 外貨建取引の円換算に係る法人税の取扱いについては、法基通13の2-1-1から13の2-2-18まで「外貨建取引の換算等」において定められている。
- 2 (省略)
- 3 法第61条の9第1項第1号「外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等」に規定する外貨建債権、債務に係る為替換算差損益又は為替差損益は、資産の譲渡等の対価の額又は課税仕入れに係る支払対価の額に含まれないことに留意する。

外貨建ての課税仕入れに係る支払対価の額についても、通達で直接には規定されていませんが、その解説において、所得税又は法人税の取扱いの例によることとされています。



4 外貨建取引の円換算

【問題 7】

A社は、A社が行った外貨建取引について、決済時の為替レートで換算した金額を計上する処理を行っています。そして、これに基づき消費税の処理も行ってはいますが、認められるでしょうか？

【問題 7 - 解答】

外貨建てで取引を行った場合の円換算は、所得税又は法人税の課税所得金額の計算において行う円換算の方法により行うこととされています（消基通10-1-7）。

円換算額は原則として事業者が資産の譲渡等又は課税仕入れを行った日の対顧客直物電信売の仲値（T.T.M）によるものとされ、継続適用を条件として資産の譲渡等の対価についてはその日の電信買相場（T.T.B）、課税仕入れの支払対価についてはその日の電信売相場（T.T.S）によることができることとなります（法基通13の2-1-2）。

したがって、決済時の為替レートでの円換算額は、資産の譲渡等の対価又は課税仕入れに係る支払対価の額として認められません。



5 プラットフォーム課税の導入 (令和6年度税制改正)

5 プラットフォーム課税の導入（令和6年度税制改正）

【背景】

- ① 大規模なプラットフォームの存在を背景に、デジタル市場が拡大
- ② プラットフォームを介して数多くの国外事業者が国内市場に参入し、捕捉や調査・徴収に課題
- ③ 世界の多くの国では、プラットフォームを運営する事業者に対して付加価値税を課す制度が導入されてきた
→ 国内外のイコールフィッティングや課税の公平性を確保する観点から、プラットフォーム課税を導入

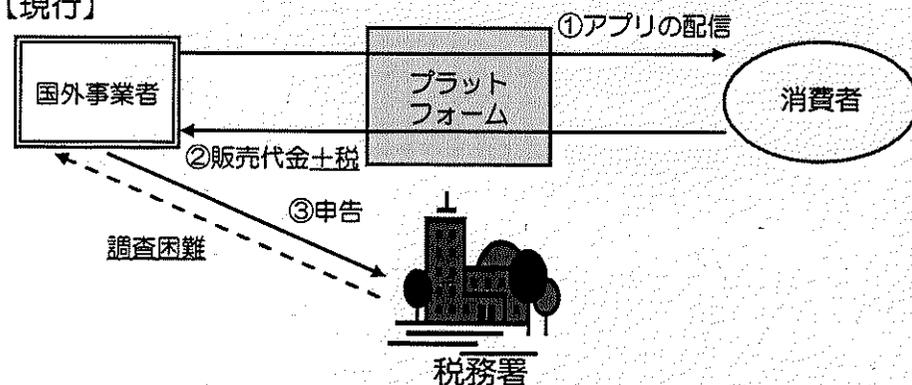
【制度の概要】

- ・ 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供のうち、特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。
- ・ 原則として、令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

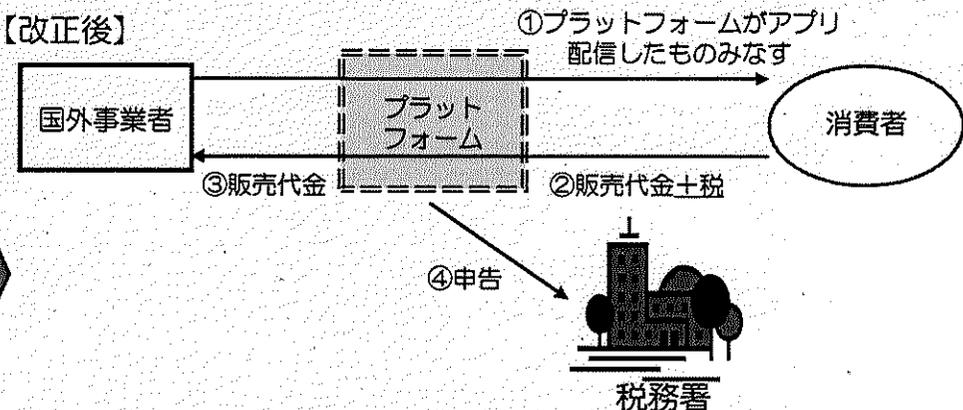
※「特定プラットフォーム事業者」とは、プラットフォーム事業者のその課税期間において、上記の対象となるべき電気通信利用役務の提供に係る対価の額の総額が50億円を超える場合で、国税庁長官が指定する事業者をいいます。

〈イメージ〉 アプリストアを通じてオンラインゲームを配信

【現行】



【改正後】



これで、海外取引（消費税）研修を終了します。
お疲れ様でした。

研修受講後テストの実施と、
研修受講後アンケートの入力をお願いします。

ご質問がある場合は、国際調査管理課調査サポート担当まで
連絡してください。